

# 洋上風力発電事業について

●問合せ

総合政策課企画政策係（内線1-3602）

市報4月1日号に引き続き、頃から寄せられた  
1)意見等についていくつか紹介したいと思います。

**Q:**洋上風力はここにしかない景色の創造につ  
ながりユニークなスポットになり得るので積極  
的に誘致してほしいと思います。

**A:**景観については、これまでとは変わること  
になりますが、美しい海岸線と沖合の景観は当  
市の大切な地域資源でありますので、風車が周  
囲の自然と調和するものとなるよう、地域との  
合意形成を図つていく上でも十分配慮すること  
が求められると思います。

そして、この自然と人工物である風車が織り  
なす新たな景観が住む人にも訪れる人にも受け  
入れられ、当市の新たな魅力ある観光スポット  
になることを期待しています。いずれ具体的な  
計画が出てきた段階では、皆様にイメージ図と  
してお示ししたいと思います。

**Q:**新潟県には多くの海岸がありますが、どう  
して胎内市沖への誘致を進めようとしているの  
ですか。

**A:**市では、当市の沖合が県の調査により風況  
や海底面の地質の点で優位性があるとされてい  
ること、首都圏とも地理的に近接していること  
から、洋上風力の適地であると考えて誘致の促  
進を図っています。

なお、洋上風力発電施設が建設されるまでに  
は、国により促進区域に指定されることが大前  
提となりますし、また、事業者には環境への影  
響を事前に十分調査、予測、評価する環境アセ  
スメントの実施が求められます。その調査の過程で本当に建設するのに適切かど  
うかが明らかにされることになります。

**Q:**環境のことも気になります。生き物や景観  
への影響にはどのように対応するのですか。

**A:**風力発電所の設置は、環境影響評価法に基  
づく環境アセスメント（※）の対象となります。

このため、例えば、騒音、鳥類等の動植物、景  
観等への影響について、風力発電事業者が自ら  
必要な調査・予測・評価を行います。その結果  
は公表され、一般の方々や地方公共団体などか  
ら意見を聴き、よりよい事業計画を定めて適切  
な環境配慮をすることになっています。（経済  
産業省・国土交通省リーフレットより）  
※風力発電事業で出力1万kW以上のものは、必  
ず実施しなければなりません。

**Q:**海の上の風車の安全性はどのように確保さ  
れますか。

**A:**電気事業法などに基づく技術基準に適合し  
なければならないことになっています。このた  
め、風圧、積雪、地震等（津波を含む）、落雷、  
波力等に対してしっかりと耐えることができる  
風車でなければ設置できないことになっています。

（経済産業省・国土交通省リーフレットより）

**Q:**そもそも事業の採算性はあるのでしょうか。

**A:**平成29年3月、県では長大な海岸線を地域  
資源として活用し、海洋再生可能エネルギーの  
導入を促進するため、本県沖における洋上風  
力発電事業のポテンシャル（可能性としてもつ  
ている能力）を調査しました。その結果、胎内  
市沖では、着床式洋上風力発電（※）の目安と  
される風速毎秒6・5m以上を満たしているこ  
とが確認されています。事業の採算性について  
ですが、洋上風力発電事業は市が行う事業では  
なく、民間の事業者が行うものになりますので、  
当然、採算性なども勘案して事業規模を定め、  
事業の推進箇所を定めていくことになるもので  
あり、現在、複数の事業者が関心を寄せています。

※着床式洋上風力発電…風力発  
電機を海底に設置した基礎に固  
定して発電する方式のこと。

